

令和元年鞍手町議会第8回定例会会議録（第4号）						
令和元年12月17日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和元年12月17日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	令和元年12月17日 午後1時36分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	1 2	的 野 信 之		1 3	須 山 由 紀 生	

職 出	務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠	
	教 育 長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠	
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠	
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠	
	保 険 健 康 課 長	芝 野 英 和	出 欠				
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

令和元年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第76号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第77号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第80号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第83号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第84号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第85号 鞍手町道路線の認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第74号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第75号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第78号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第79号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第81号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第82号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 意見書第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書
- 日程第15 意見書第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
- 日程第16 陳情第8号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う
国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情書
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 閉会中の継続事件

令和元年12月17日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第73号から日程第7 議案第85号までの7件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例。

議案第76号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第77号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例。

議案第80号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第83号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定。

議案第84号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定。

本委員会は12月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第85号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は12月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第73号について質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

送迎バス利用者負担に関する条例について慎重審議されたことと思いますが、その審議内容の中で対象者が何人ぐらいおられて、バスの運行が費用としてどのくらい掛かるのか、また、それに対する補助があるのか、そして町への収入はどのくらいあるのかという質問、また審議等がなされているのでしたら、分かればどういう答弁だったのかも含めて教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

ここで暫時休憩します。

休憩 13時04分

再開 13時14分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

委員長報告に対する質疑が行われまして、正確を期すために休憩の時間をとらせていただきました。申し訳なく思っております。

それでは宇田川議員の委員長報告に対する質疑に対して、須山民生産業委員長の答弁を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

お答えします。

宇田川議員のご質問に対してまず1番目、運行費用、これが委託費用、保育士の人件費、ガソリン等を合わせまして1,200万円ということになっております。

2番目の国の補助は、この1,200万円に対し2分の1が補助される予定です。

3番目、対象者は今のところ15名、予算は33名を予定しています。

4番目、町の収入といたしまして、30人×500円が年間で18万円となっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第83号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第84号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第85号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第73号について討論はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例に対し反対討論を行います。

保育所統合に係る基本構想に基づき本年度より西川第1保育所が、来年度より剣第1保育所が閉鎖され、町立保育所は古月保育所だけになってしまいます。

これにより閉鎖された保育所に通っていた児童、保護者は歩いて通うことが出来なくなってしまう。町は2台のバスを購入し運行を予定していますが、今回の条例案では月額500円を徴収することになっています。いわば町の都合で保育所を統合しておいて、新たな負担を強いるのは納得いきません。

バスの運行費用は先程の答弁で2台で年間1,200万円掛かるそうですが、国の補助も2分の1あります。これに対し利用者負担の町への収入は年間約18万円です。

現在待機児童は本年12月現在で20名だそうです。今後少子化に拍車がかかれば児童の取り合いも考えられます。年間18万円を徴収するよりも町立の保育所は送迎バスを無料で運行しますといった方が有利に働くのではないのでしょうか。

また、条例第4条の負担金の減免には非課税世帯や一人親家庭も含まれていません。少子化対策に逆行する条例案に反対し討論を終わります。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例について反対の立場で討論をいたします。

議案質疑でも話題となりました「利用者に関する応分負担」に関する執行部の説明は納得いかない。この利用者一人に対して設定されている金額の算出根拠は明確な説明の出来るものではなく、他の私立保育所が設定している金額をまねたものであると判断せざるを得ない。

また、町長が日頃より口にして「子育て支援」の考えから逸脱した条例案と言える。このような安易な方法で保育所を利用する若い子育て世代への負担増を認めるわけには行かない。

以上を理由とし、議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例の反対

討論とする。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第80号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第83号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第84号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第85号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって議案第73号は否決されました。

次に、議案第76号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第8 議案第74号から日程第13 議案第82号までの6件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第74号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第75号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第78号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

議案第79号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)。

議案第 8 1 号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。
議案第 8 2 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税課税免除。

本委員会は、12月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 7 4 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 7 5 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 7 8 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 7 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 8 1 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 8 2 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 7 4 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 7 5 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 7 8 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 7 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第81号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第82号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第74号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 8 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 2 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 8 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 1 4 意見書第 2 号及び日程第 1 5 意見書第 3 号の 2 件を一括して議題とします。

提出者を代表して 6 番議員 篠原哲哉議員に趣旨説明をお願いします。

篠原哲哉議員。

○ 6 番 篠原 哲哉君

意見書第 2 号及び意見書第 3 号を提案いたします。

意見書第 2 号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書。

意見書第 3 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 7 日提出。

提出者 鞍手町議会議員 篠原 哲哉

同じく 須山由紀生

提案理由

地方自治法第 9 9 条並びに鞍手町議会会議規則第 1 3 条 第 1 項及び第 2 項の規定により提案する。

○ 議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第 2 号及び意見書第 3 号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって意見書第 2 号及び意見書第 3 号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第 2 号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採決等についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第 3 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意

見書を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 陳情第8号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第8号「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情書。

本委員会は、12月4日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第44条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第8号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第8号「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第8号は採択されました。

次に進みます。

日程第17 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和元年第8回定例会を閉会します。

閉会 13時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 的 野 信 之

議員 須 山 由 紀 生

令和元年12月17日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査